

## 現 場 説 明 書 (技術的事項)

工事名 福山港内港地区北倉庫解体工事

### 1. 現場の状況

施設は現在使用していません。

### 2. 留意事項

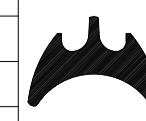
- ① 工事期間中は、第三者の安全に細心の対策を講じてください。
- ② 契約後、実施工工程表は14日以内に提出するとともに、施工計画書等の承諾は速やかに受けてください。
- ③ 工事施工に必要な官公署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ってください。
- ④ 解体建物は敷地境界に近接していますので、仮設計画及び解体手順については、十分配慮して計画してください。
- ⑤ 敷地境界に近接した解体撤去作業時は、前面道路や隣地に影響を与えないように対策を講じてください。なお損傷を与えた場合には、監督員及び施設管理者と協議のうえ、速やかに復旧してください。
- ⑥ 解体建物の北側遊歩道及び南側隣地は、敷地内通路を含め県有地です。工事場所への進入は、原則、東側市道より行ってください。
- ⑦ 本工事には、騒音・振動計の設置・計測（2.5ヶ月・1台）が含まれています。  
工事に先立ち、2週間程度の間、解体場所周囲の常時の騒音・振動を計測し、その計測値を参考に、工事管理を行ってください。
- ⑧ 解体作業にあたっては、振動軽減のため、原則、手作業で行ってください。
- ⑨ 重機による振動には十分注意し、移動の際は最徐行を行う等対策を講じてください。
- ⑩ 工事用出入口から前面道路へ泥を持ち出すことのないよう十分留意してください。また、汚した場合は速やかに清掃を行ってください。
- ⑪ 解体作業中は散水を十分行い、粉塵対策を講じてください。
- ⑫ 受注者は、解体工事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行ってください。
- ⑬ 本工事は、建設リサイクル法対象工事に該当します。特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物においても適切に処理してください。
- ⑭ 墜落制止用器具の着用について  
労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
- ⑮ 法定外の労災保険の付保について  
本工事は、法定外の労災保険を見込んでいます。

3. 工事における「第 20 回世界バラ会議福山大会 2025」ロゴの標示について  
「第 20 回世界バラ会議福山大会 2025」が 2025 年 5 月 18 日から 24 日にかけて開催されます。ついで、周知と機運醸成を図るため、工事現場に掲げる標識として、大会ロゴの標示のご協力をお願いします。
  - 使用するロゴは「第 20 回世界バラ会議福山大会 2025 ロゴ利用規程」に沿った指定のデザインとしてください。
  - 「第 20 回世界バラ会議福山大会 2025 ロゴ利用規程」に定められた「大会ロゴ利用許諾申請書」の提出は不要です。
  - 使用する大会ロゴは「大会ロゴデザインガイド」にて配色等が定められているので留意してください。
  - 大会ロゴの標示については任意事項とし、標示する際は、発注課へ必ず連絡してください。
  - ロゴ標示期限は 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日です。
  - デザインデータについては福山市建設管理部技術検査課へ問合させてください。

# 福山港内港地区北倉庫解体工事

図面リスト	
図面番号	図名
0	図面リスト
1	解体工事特記仕様書（1）
2	解体工事特記仕様書（2）
3	解体平面図
4	解体跡整地計画図
5	平面図・基礎伏図 内部仕上表
6	立面図 外部仕上表 建具表
7	小屋伏図・軸組図
8	矩計図
9	防火鉄扉廻り詳細図
10	トラス詳細図
11	基礎地中梁配筋図 本柱・間柱柱脚部詳細図 スラブ配筋表

福山市建設局建築部営繕課					発注 2024年2月
主務	課員	次長	課長補佐	営繕課長	建築部長

 2024年2月	工事名称 福山港内港地区北倉庫解体工事		図面No 00
	図面名称 図面リスト	縮尺 —	A1版100% A3版50%

# 解体工事特記仕様書

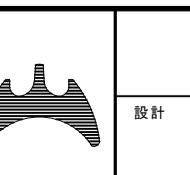
I 工事概要	
1. 工事名称	福山港内港地区北倉庫解体工事
2. 工事場所	福山市東川町一丁目地内
3. 敷地面積	2,075.34m <sup>2</sup>
4. 解体建物概要	
1) 構造・規模	鉄骨造 平家建 延べ面積 1,256.40m <sup>2</sup>
2) 新築工事の着工日	1961年
3) 耐火	耐火・準耐火
4) その他	
5. 工事範囲	建物解体工事式 ※建物上部と、一部外構のみ(図示)
6. 別途工事	給排水設備工事 電気設備工事 冷暖房設備工事

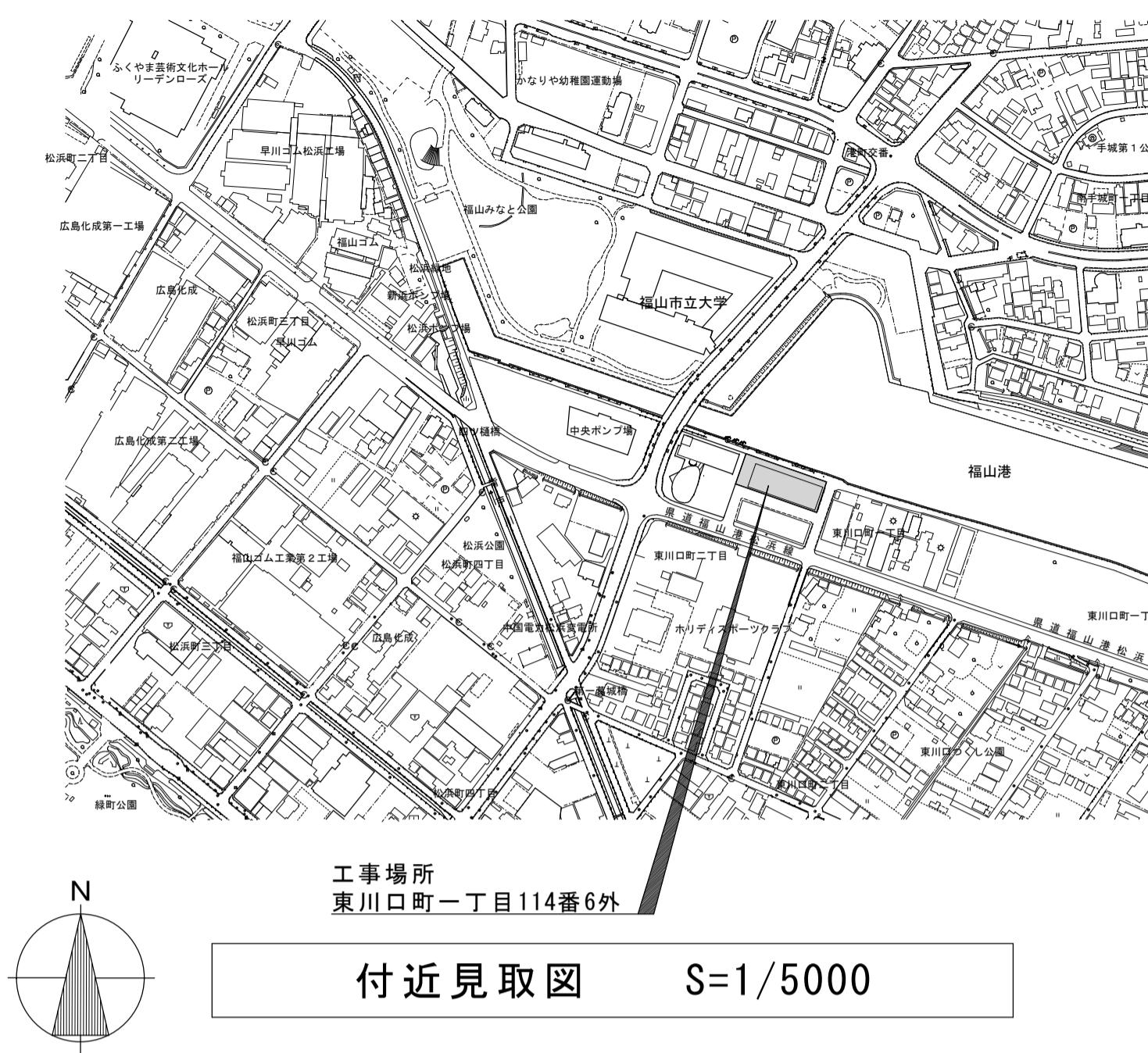
II 建築工事仕様	
1. 共通仕様	前面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房常緒部監修、建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)(以下、「解体仕様書」という。)による。 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。 ①地元企業及び工場製品の活用 本工事受注者は、地元企業、工場製品の積極的な活用に努める。 ②疑義に対する協議等 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合(記載されてない事項等)又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
2. 特記仕様	①章・項目は番号に印のついたものを適用する。 ②特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印と×印のついた場合は、×印のついたものに適用する。 ③項目欄に記載の( )内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

章 項	特 記 事 項								
① ① 適用基準等	※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※建設廃棄物処理指針 ※建設副産物適正化推進手帳 ※建設工事公害防止対策要綱 ※建設工事安全施工技術指針 ※労働安全衛生法 ※石綿障害予防規則 ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ※建築基準法 ※環境基本法 ※騒音規制法 ※大気汚染防止法 ※土壤汚染対策法 ※資源の有効な利用の促進に関する法律 ・特定家庭用機器再商品化法(家电リサイクル法) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)								
② 監理(主任)技術者	受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。								
③ 官公署手続き等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続き等を遅延なく行うこと。また、これらの手続き等を行なうに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。								
④ 工事実績情報の登録	受注者は、次回に従い、工事実績情報を登録する。 ※ 登録内容について、あらかじめ監督員の承認を受けたのちに、次回の期間内に登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、年末年始の閏日を除く。 <table border="1"><tr><td>請負金額</td><td>工事受注時</td><td>登録内容の変更時</td><td>工事完成時</td></tr><tr><td>500万円以内</td><td>契約後10日内</td><td>変更契約後10日内</td><td>工事完成後10日内</td></tr></table> なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。(登録要件)工事は、工期、技術者等に変更が生じた場合に( )内に記載する場合に登録しない。 ※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する書類を監督員に提出する。	請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時	500万円以内	契約後10日内	変更契約後10日内	工事完成後10日内
請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時						
500万円以内	契約後10日内	変更契約後10日内	工事完成後10日内						
⑤ 別契約の関連工事との調整等	施工範囲 ※ 図示による。 関連工事との調整 ※別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。 ※別契約の関連工事受注者と工事を含めた総合的な打合せを定期的に、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。								
⑥ 工事工程表	検査期間としての14日間に含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し監督員の承諾を受ける。 ※ 契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。								
⑦ 施工計画書	工事に先立ち、施工計画書を提出する。 ※解体工事施工計画書 2部(1部返却) (総合試験書類、安全対策書類、分別解体等計画書、建設副産物処理計画書)								
⑧ 工事の記録	下記のものを監督員に提出する。工事中及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」による。 ○工程写真 工事の進捗に伴い工事全般状況及び主要工程の写真(カラー・サービス版)を工事履行報告書に添付するものとする。 ○工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行なっていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督員が指示する箇所はA4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前・撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】: 1部 ○完成写真 撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。								

章 項	特 記 事 項	
① 一般共通事項	(撮影箇所) 監督職員が指示する箇所 (写真規格) カラーカビニス版、A4版クリアファイル部、A4版写真台紙部、アルバム部 ○他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督員の指示により提出すること。 ○保管 工事写真のねがは工事完成後、受注者において2年間保管すること。 受注者は施工管理制度を確立し、工程、安全、建設業物処理等の施工管理を行う。 ※施工体制台帳(建設業法等に従って作成し、写しを提出する。) 技術者台帳(施工体制台帳に添付) 監理技術者・主任技術者(下請を含む)及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。 ※施工体系図(建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。)	
⑨ 施工管理	(1.3.1) 1) 適用する 2) 1) 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 2) 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 12) 施工中の安全確保	(2.1.1~2.2.2) ① 電気保安技術者 (1.3.3~1.3.4) ⑪ 施工条件 (1.3.5) ⑫ 施工中の安全確保 (1.3.6~1.3.8) 1) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名 ○有り 2) 受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して工事を施工すること。 なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 3) 工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散(散水)、道路の汚染等の防止に努めること。 ※低騒音型・低振動型建設機械等を使用すること(近隣住民の生活環境の保全の必要性がある場合) 4) 歩行者等の通行に支障を生じないよう交通誘導員を配置し、適切な対応を講じること。 ※本工事は、交通誘導員の配置については、実施産業(原本)および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。 5) ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 6) 作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。 ① 章場(コンクリートの足場を除く)、強張り足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体を行なう場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物(その高さが5m以上のもの)の解体業者を行う場合は、労働安全衛生法第14条に基づく技能講習を修了したものとする。 ② 木造建築物の解体業者を行う場合は、平成3年1月21日付け基発第3号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年5月9日付け基発第45号「木造建築物の解体工事の取扱指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
⑩ 電気保安技術者	1) 適用する 2) ① 適用しない	
⑪ 施工条件	1) 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 2) 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。	
⑫ 施工中の安全確保	1) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名 ○有り 2) 受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して工事を施工すること。 なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 3) 工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散(散水)、道路の汚染等の防止に努めること。 ※低騒音型・低振動型建設機械等を使用すること(近隣住民の生活環境の保全の必要性がある場合) 4) 歩行者等の通行に支障を生じないよう交通誘導員を配置し、適切な対応を講じること。 ※本工事は、交通誘導員の配置については、実施産業(原本)および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。 5) ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 6) 作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。 ① 章場(コンクリートの足場を除く)、強張り足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体を行なう場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物(その高さが5m以上のもの)の解体業者を行う場合は、労働安全衛生法第14条に基づく技能講習を修了したものとする。 ② 木造建築物の解体業者を行う場合は、平成3年1月21日付け基発第3号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年5月9日付け基発第45号「木造建築物の解体工事の取扱指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。	
⑬ 近隣との折衝	(1.3.9) 1) 地域住民等の工事の施工に必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。 また、その経過について記録し、遅延なく監督員に書面で報告する。	
⑭ 発生材の処理	1) 引渡しを要するもの ( ) 2) 現場において再利用を図るもの ( ) ○次の建設廃棄物上記によるものを除き再資源化する。 1) 建設廃棄物リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 (・建設発生土 ○コンクリート塊 ○アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材) 2) 金属類 (・小型二次電池) ○その他建設廃棄物の再資源化 ○無し ① 有り ○蛍光ランプ、HDLランプ・硬質塩化ビニル管 ・指定建設資材廃棄物(木材が廃棄物となつたもの)の縮減 ○無し ・産業廃棄物広域統一制定制度の適用 ○無し ・処理に注意を要する建設廃棄物 ○有り (・CCA処理木材・ひ素・カドミウム含有石膏ボード) ※建設副産物情報交換システム(COB RIS) (財)日本建設情報総合センター 本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行なうものとする。 また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬出(搬入)する場合は、次回により計画書(実施書)を提出する。なお、これにより難い場合は、監督員と協議する。	
⑮ 施工計画時	施工計画時 工事完了時 搬出 再生 資源 促進 利用 計画 書 再生 資源 促進 利用 実 施 書 搬入 再生 資源 利用 計画 書 再生 資源 利用 実 施 書	
⑯ 施工数量調査	1) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む)は、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設(うち受託者等が行なうものの中から、運搬費と受人費(平日の受入費用)の費用の合計が最も経済的なものを見込んでいたる)に従って、正當な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。 2) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。	
⑰ 施工計画調査	工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。	
⑯ 施工の検査	監督員による随時検査を行う。 ※検査に必要な資機材、労務等を提供すること。	
⑰ 工事履行報告書	毎月7日までに、前月末までの履行状況を、実施工業者及び現場状況写真を添付して提出すること。	
⑱ 埋設物等の報告	工事の施工に当たり、設計図書に記載されていない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。	
⑲ 地下埋設物調査	1) 行わない 2) 行う 図示する範囲内において、整地前に敷地境界から2mの距離を置き、幅1m、深さ1.5mで、3m間隔で掘削調査を行う。	
⑳ 家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法(平成10年6月法律第97号)に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。	
㉑ 完成時の提出書類	○産業廃棄物処分の実績報告書 1部 ※マニフェスト (D・E票)の写し及び集計表を添付する。 ○写真 1部 (A4判印刷、若しくはA4判写真) ※荷役の提出 ○しない する (・全て 指定する工程のみ) (電子データ形式等は、監督員の指示による。)	
㉒ 試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行なう。 ※ 試掘時期 完成検査時 ※ 試掘方法 機械掘削 人力掘削 なお、試掘は建築物1棟ごとに1箇所以上、外構(排水施設、舗装等)で1箇所以上行い、試掘する箇所については、監督員の指示による。	
㉓ 自社施工を求める対象工種	受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等により、次の工種を全て施工すること。 ○解体工 (仮設工事及び産業廃棄物の収集運搬処分等常工事、敷地整地工事、 石綿含有材除去工事、並びに杭引き抜き工事は除く。)	

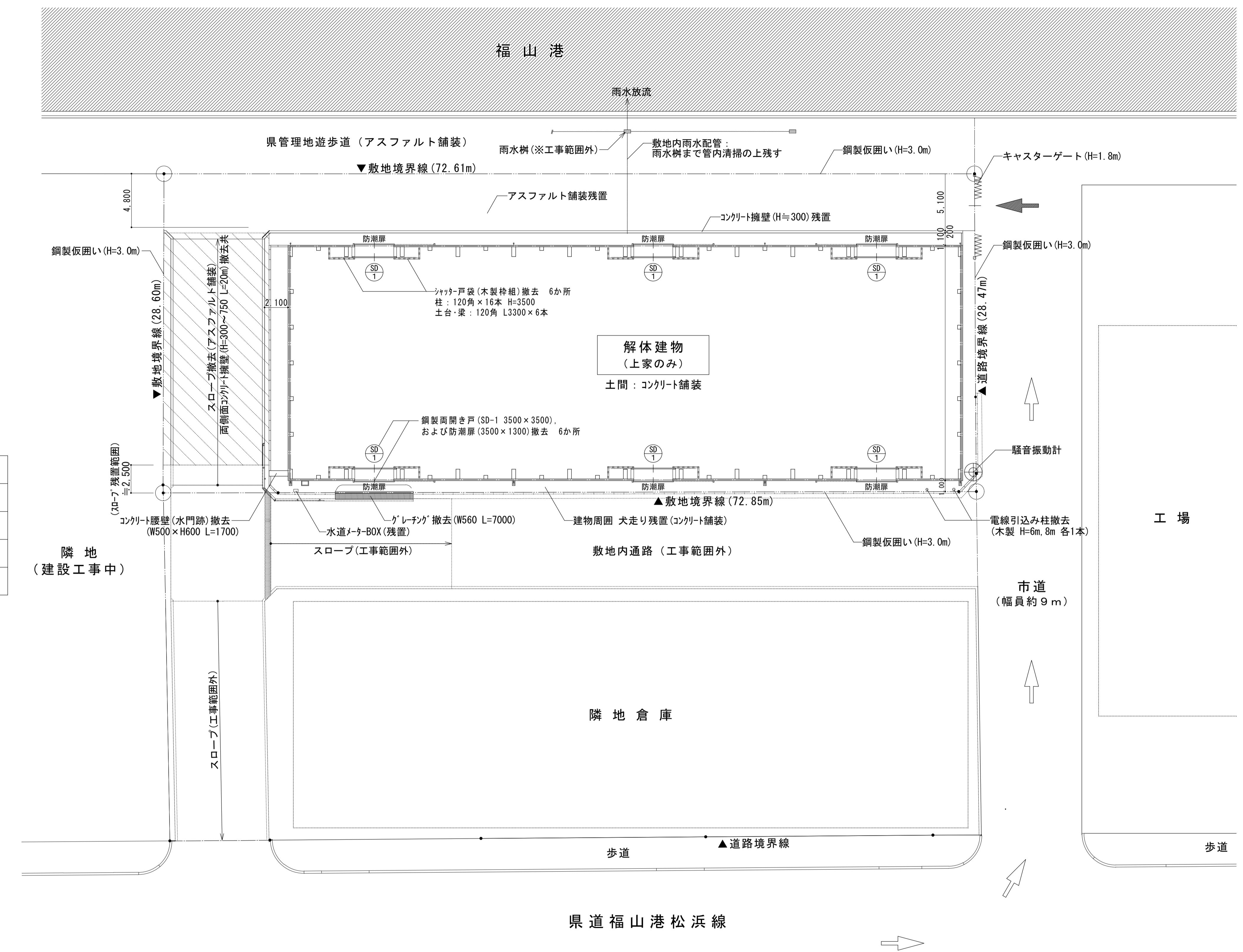
章 項	特記事項	章 項	特記事項	章 項	特記事項	章 項	特記事項										
(5) 石綿含有建材の除去及び処理	<p>⑤除去物の処理 ※ 密封処理（二重袋梱包）・セメント固化</p> <p>3) 除去工法 ※ 図面による 施工場所（ ）</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①除去した石綿含有引き付け材を撤去するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。 施工場所（ ） 運搬距離（ ） 受入条件（※平日受入 ） ※ 埋立処分（管理型最終処分場）・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物処理票（マニュフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。</p> <p>5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 ④養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ⑤壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れめる。 ⑥養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体撤出する。 ⑦床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑧養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4 2) ⑤により処理等を行う。 ⑨後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。</p>	(5) 化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの飛散を防止する。 ③除去した石綿含有仕上塗料の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 6 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 処分先については、監督員の指示による。 ・埋立処分（ 安定型最終処分場・管理型最終処分場 ） ・中間処理（ 溶融施設又は無害化処理施設 ） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。															
5 石綿含有保温材等の除去 (6.4.1~6.4.4)	<p>1) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による</p> <table border="1"> <tr><td>石綿含有保温材等の仕様</td><td>使 用 部 位</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> </table> <p>2) 养生等 ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行なう。 ②作業場の隔離（行う ※ 行わない） 石綿含有保温材等の除去にあたり、搖き落し・破碎・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行なうこと。 3) 作業場の隔離を行なう場合は、4 2) を適用する。 除去工法 ※ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ぼしし・石綿含有引き付け材の除去による 除去物の処理（※ 密封処理（二重袋梱包）・セメント固化）</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。</p> <p>5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。</p>	石綿含有保温材等の仕様	使 用 部 位	.	.	.	.	.	.	.	.						
石綿含有保温材等の仕様	使 用 部 位																
.	.																
.	.																
.	.																
.	.																
6 石綿含有成形板等の除去 (6.5.1~6.5.4)	<p>1) 処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による</p> <table border="1"> <tr><td>石綿含有成形板等の仕様</td><td>使 用 部 位</td></tr> <tr><td>石綿スレート</td><td>・ 外壁・屋根・庇屋根</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> </table> <p>2) 养生等 石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場周辺の養生を行なう。 3) 除去工法 ①原則、手ぼししで行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 ②除去した石綿含有成形板等の積積及び積込みに当たっては、高所より落下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。 ③破碎された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入る等飛散防止の措置を講ずる。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①処分は原形のままでし、処分先は監督員の指示による。 ・ 石綿含有成形板等 ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く・石綿含有成形板等 ・ 埋立処分（安定型最終処分場）・中間処理（溶融施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行なう。 ③石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。</p> <p>5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。</p>	石綿含有成形板等の仕様	使 用 部 位	石綿スレート	・ 外壁・屋根・庇屋根	.	.	.	.	.	.						
石綿含有成形板等の仕様	使 用 部 位																
石綿スレート	・ 外壁・屋根・庇屋根																
.	.																
.	.																
.	.																
7 石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の除去	<p>1) 処理を行う石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による</p> <table border="1"> <tr><td>石綿含有仕上塗材の仕様</td><td>使 用 部 位</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td></tr> </table> <p>2) 养生等 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行なう。 3) 除去工法（施工場所： 図示 ） ①石綿含有仕上塗材の除去は、高压水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 ②電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤</p>	石綿含有仕上塗材の仕様	使 用 部 位	.	.	.	.	.	.	.	.						
石綿含有仕上塗材の仕様	使 用 部 位																
.	.																
.	.																
.	.																
.	.																





凡例

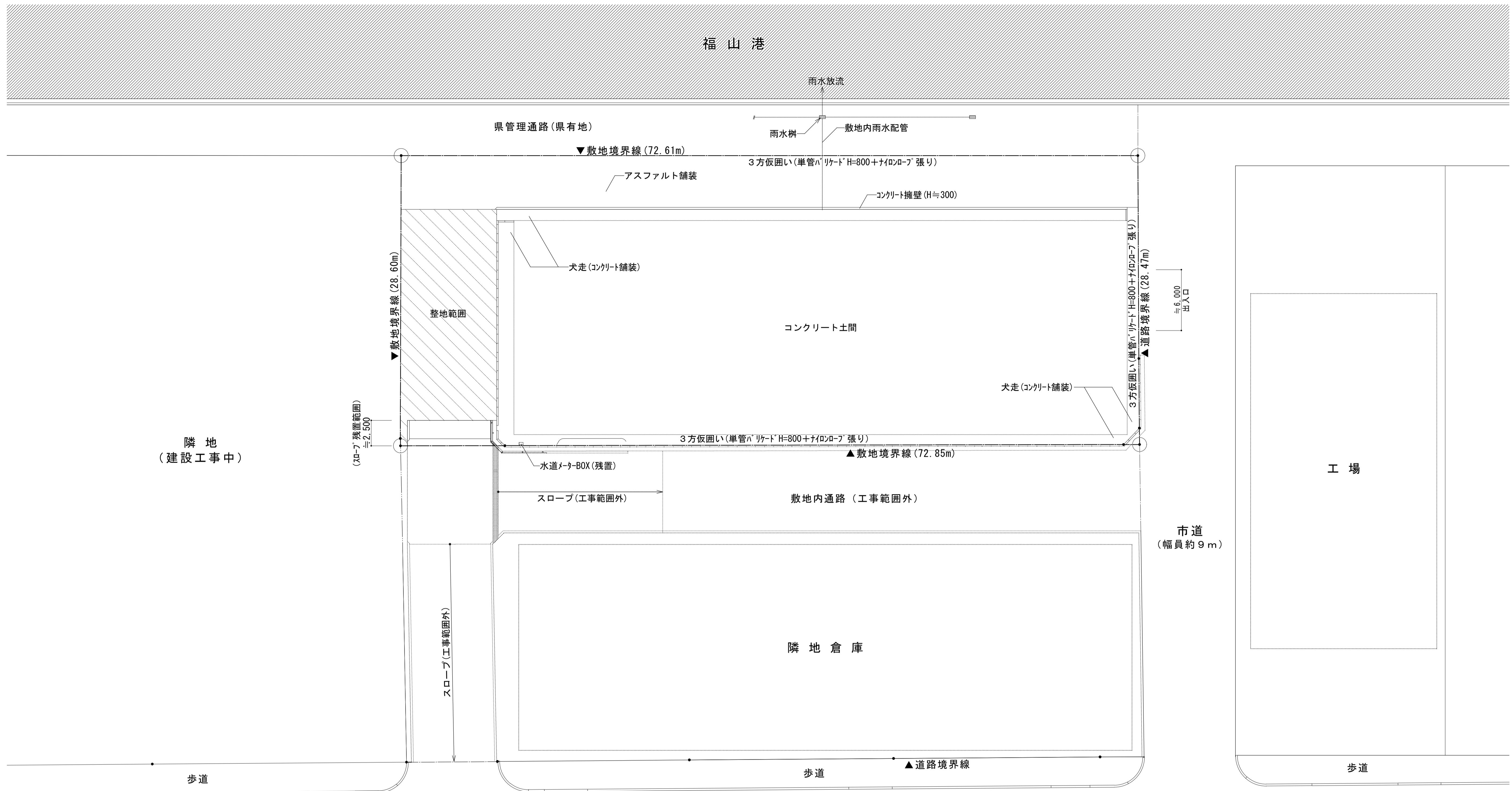
	工事車両進入口
	工事車両経路
	キャスター門 W6.0m×H1.8m
	仮囲い(成形鋼板) H=3.0m
	騒音振動計設置 (1箇所)



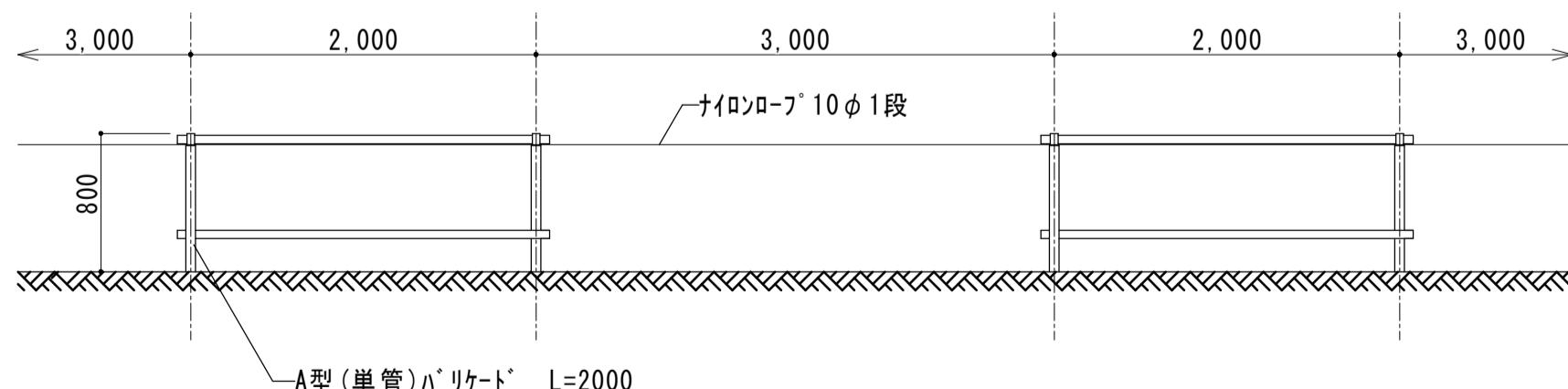
解体平面図 S=1/200

特記事項

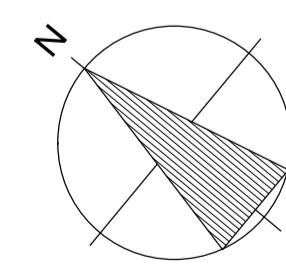
- 工事に先立ち騒音振動系を設置し、解体場所周辺の常時の騒音・振動状況を計測する。(2週間程度)
- 建物の解体範囲は、上家部分(コンクリート腰壁共)のみとし、原則、手はらして作業を行う。
- 外構の解体範囲は、西側ローブの斜線部、および図示の工作物までとし、土間から下の部分は原則、残置とする。



配置平面図（解体後） S=1/200



仮囲い参考図 S=1/40



特記事項

- 1.工事で掘り返したり、荒れた部分は整地範囲に含める。
- 2.解体工事後に埋め戻しが生じる部分は、水締め等により充分に締固めること。
- 3.整地が必要な部分については、地盤の不陸を修正のうえ、現況土間高さ程度まで碎石を敷き均し転圧すること。
- 4.敷地東側の仮囲いに、間口6.0m程度の間隔を設け出入口とし、ナイロンロープを着脱可能にする。
- 5.既設取合のある配管は切断の上フランジ止めをする。

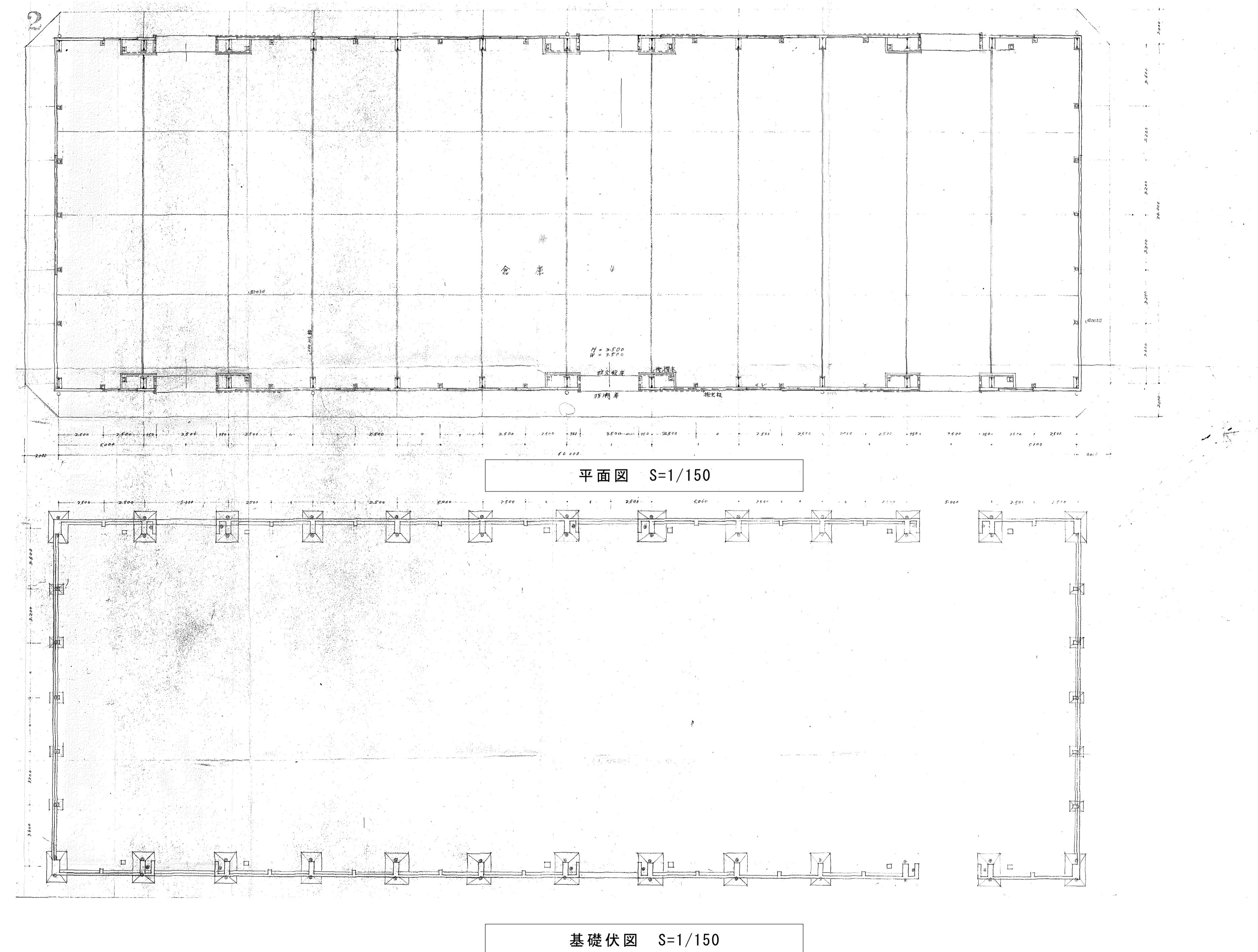
仮囲い(単管パリケート H=800 + ナイロンロープ張り)
解体後整地範囲 (碎石敷き均し 厚100m程度)

内部仕上表

天井	大波スレート張り 現し（※アスベスト含有成形板として処分） 一部 ガラス繊維強化ポリエスチル (7)1.2 (大波)
壁	小波スレート張り 表し（※アスベスト含有成形板として処分） 一部 ガラス繊維強化ポリエスチル (7)1.0 (小波)
腰壁	モルタル金コテ押え
床	コンクリート金コテ押え（目地切）

備考

・建物の解体範囲は、上家のみ（1階土間から上）とする



工程名	福山港内港地区北倉庫解体工事
設計	2024年 2月
監修	
発行	



工事名	福山港内港地区北倉庫解体工事
設計名	平面図・基礎伏図・内部仕上用
監修名	
発行名	

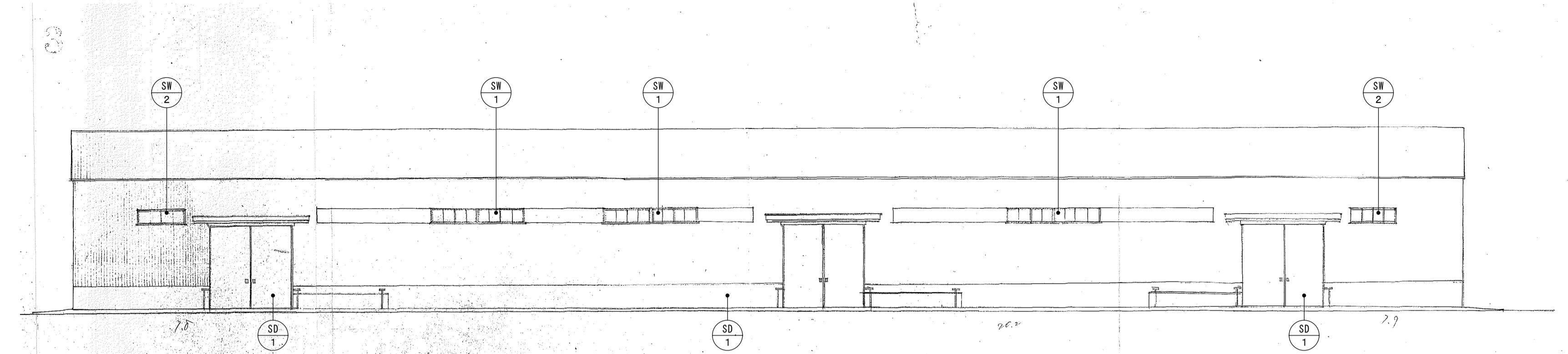
図面名  
平面図・基礎伏図・内部仕上用

規格  
S=1/150

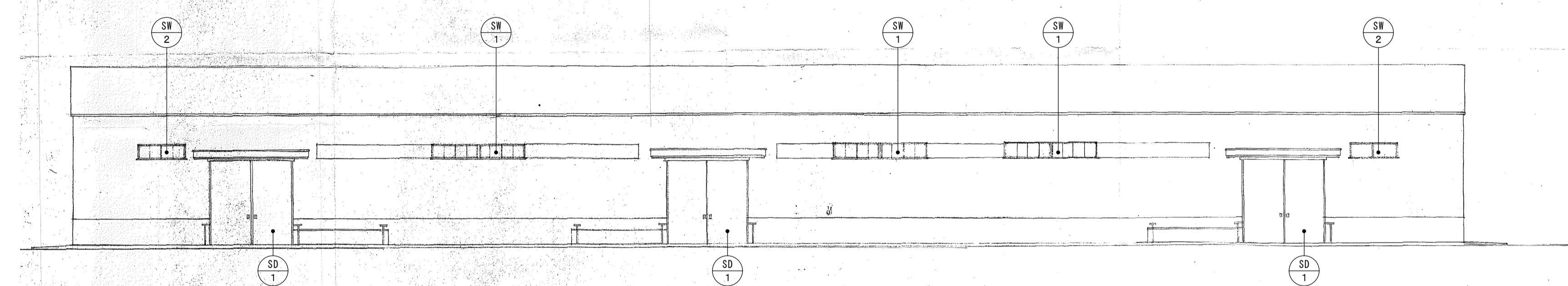
縮尺  
A1版 50%

図面No  
0 5

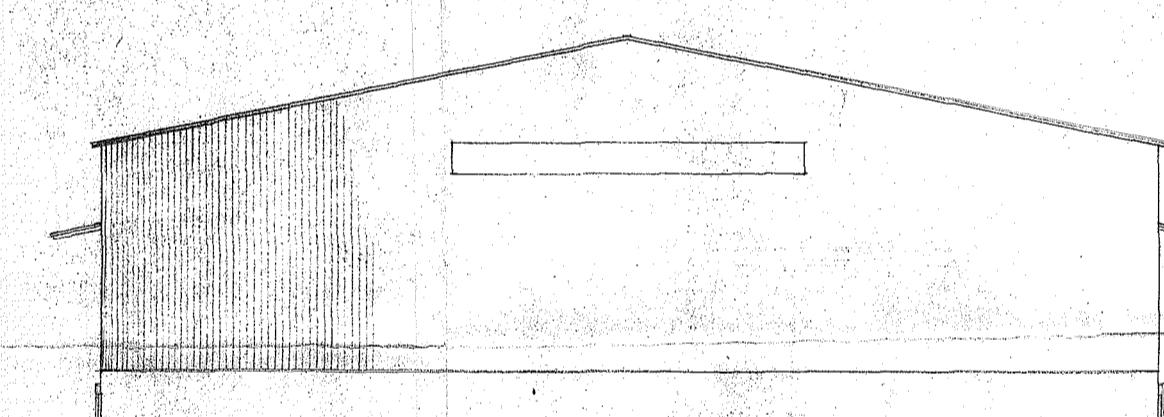
年月  
2024年 2月



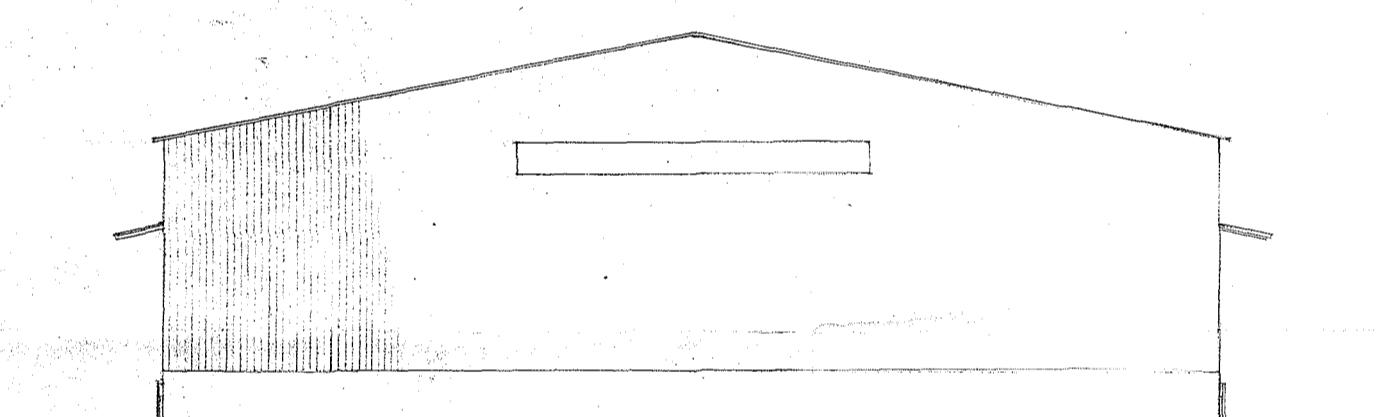
立面図(南面) S=1/150



立面図(北面) S=1/150



立面図(東面) S=1/150



立面図(西面) S=1/150

既存建具表 S=1/100

符号	SD 1 片引きハンガードア	SW 1 引違い4連窓	SW 2 引違い2連窓
姿図			
場所	倉庫 6	倉庫 6	倉庫 4
見込	材種 スチール	70	70
硝子	仕上 SOP塗り	網入型板ガラス (7) 6.8	SOP塗り
金物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式
備考			

外部仕上表

屋根	大波スレート張り (※アスペスト含有成形板として処分) ガラス繊維強化ポリエステル (7)1.2 (大波)
外壁	小波スレート張り (※アスペスト含有成形板として処分) ガラス繊維強化ポリエステル (7)1.0 (小波)
腰壁	モルタル刷毛引仕上
犬走	コンクリート金コテ押え (7)180
備考	軒樋: PL-1.6SOP張り 内部コールタール塗り 堅樋: カラー硬質塩ビパイプ75φ GL+2,000 炭素鋼管101.4φ SOP塗り

福山市建設局建築部営繕課

設計 2024年 2月

工事名: 福山港内港地区北倉庫解体工事

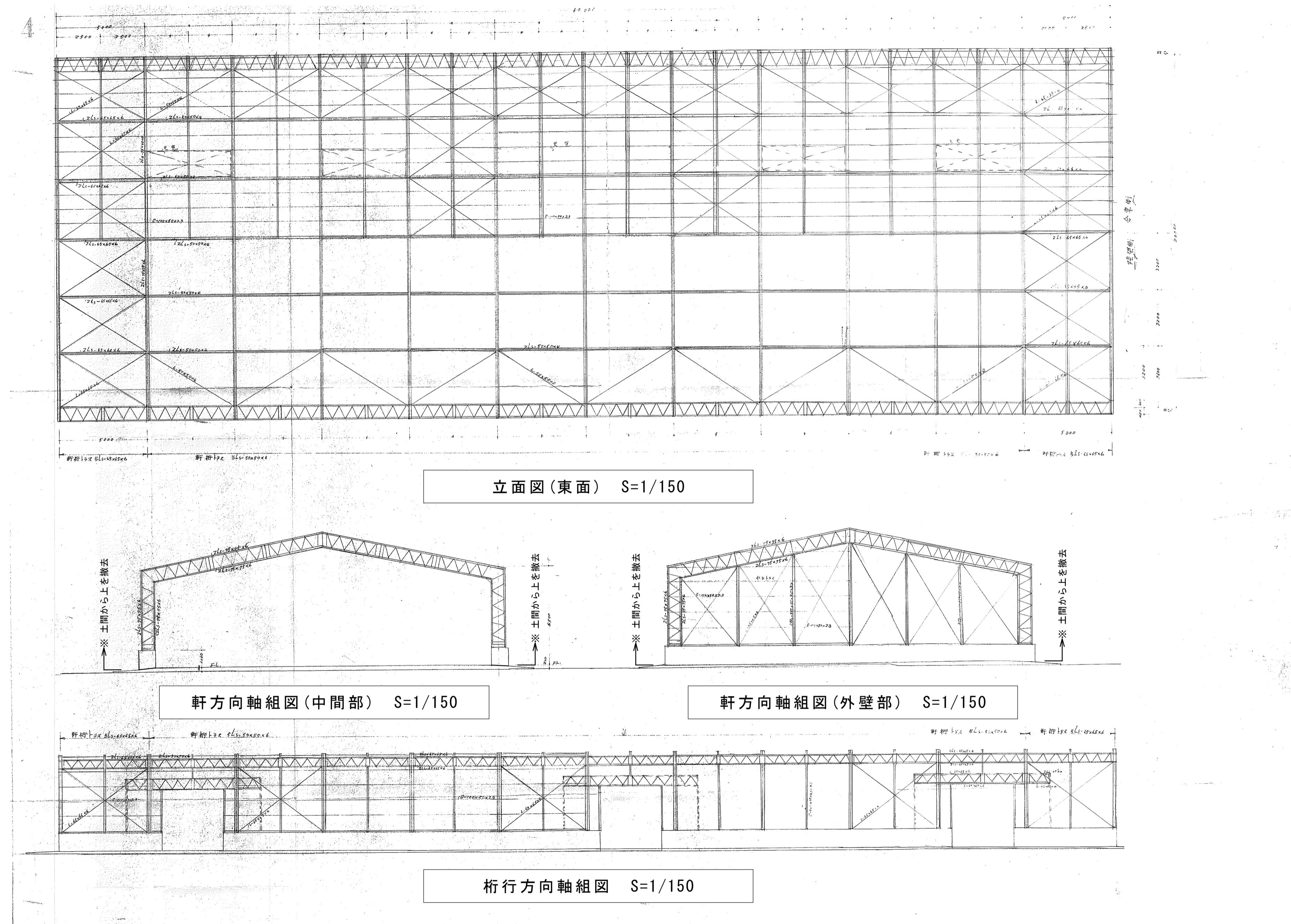
図面名: 立面図・外部仕上表・建具表

図面No

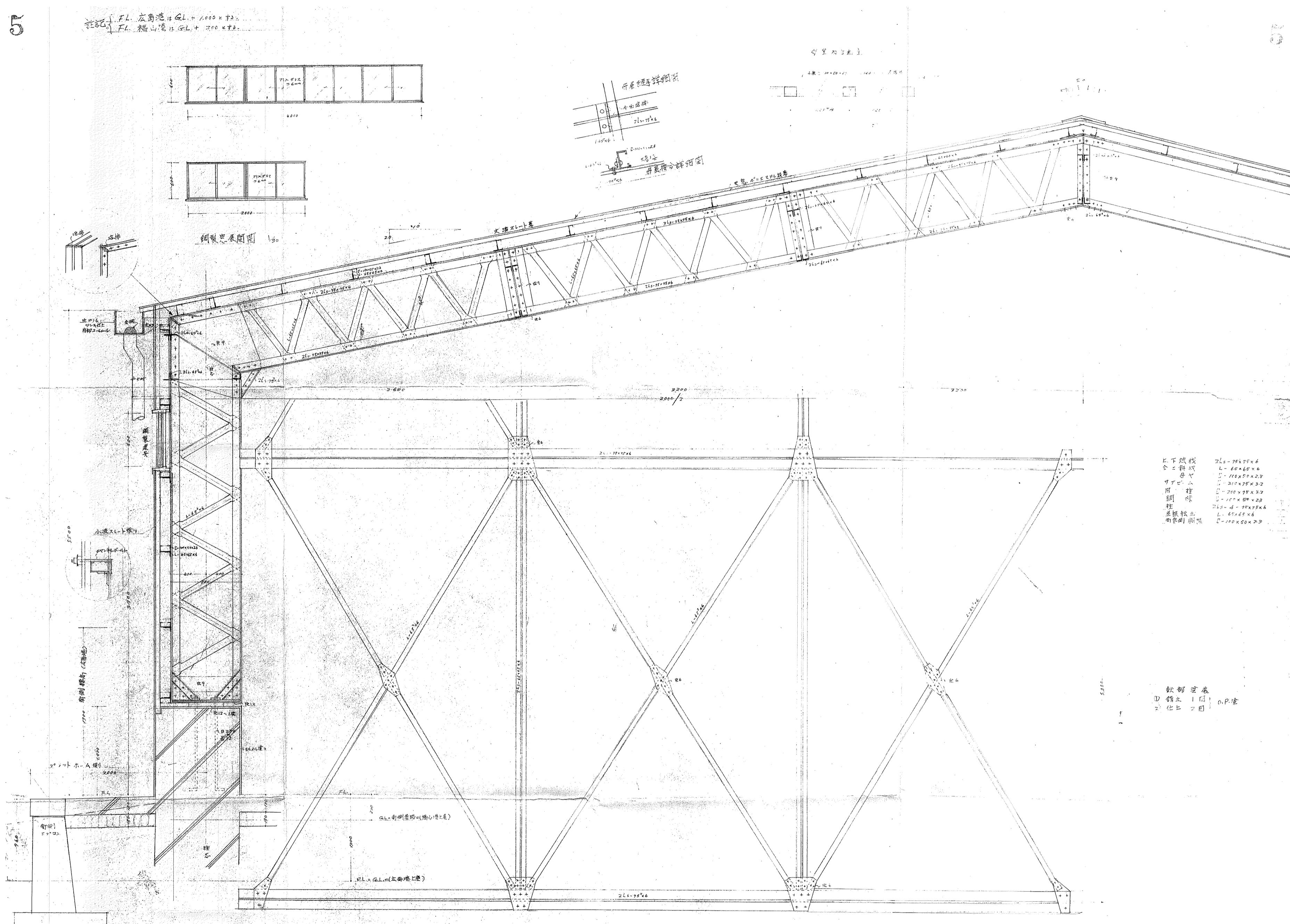
0 6

A1版100%

A3版 50%

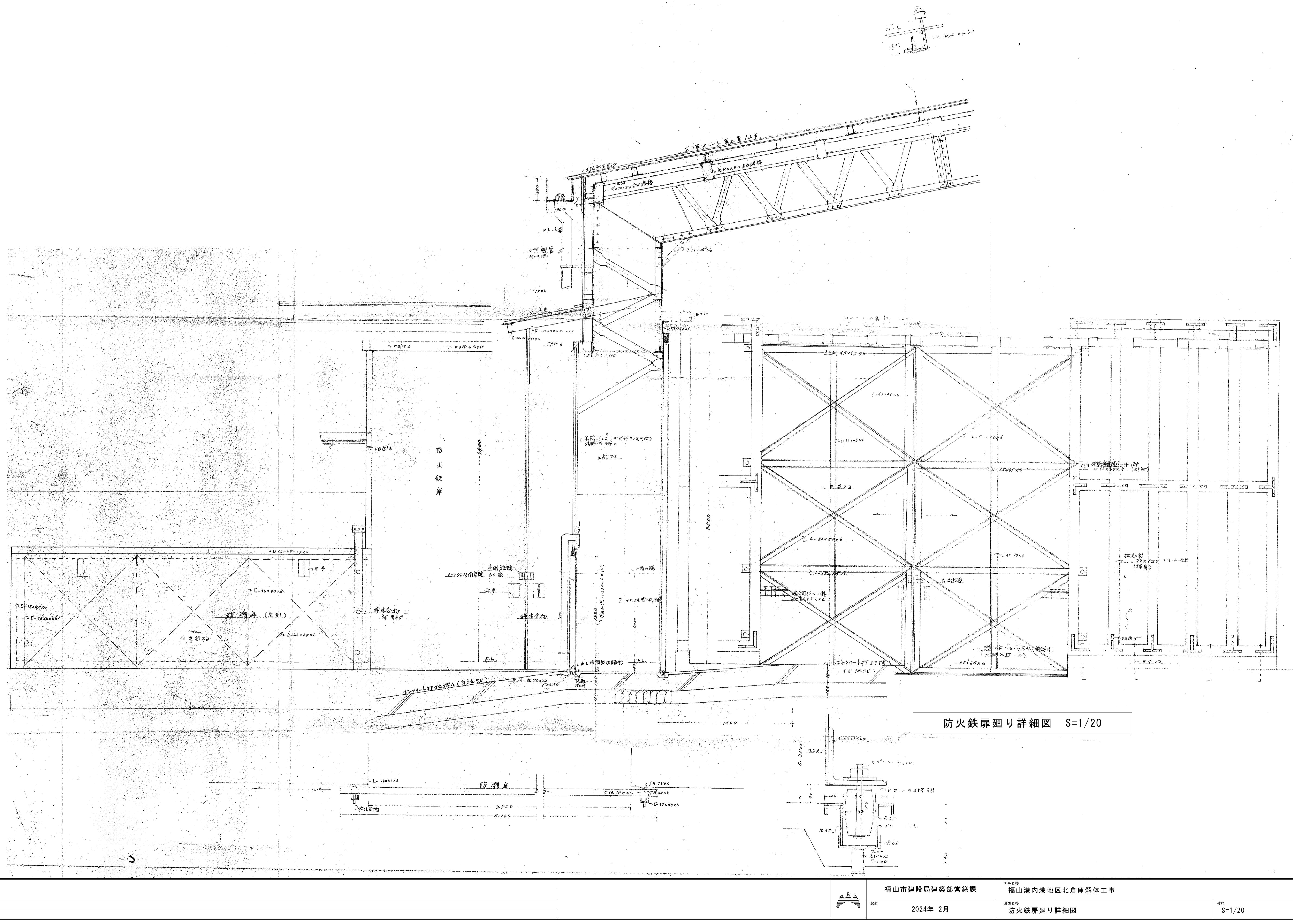


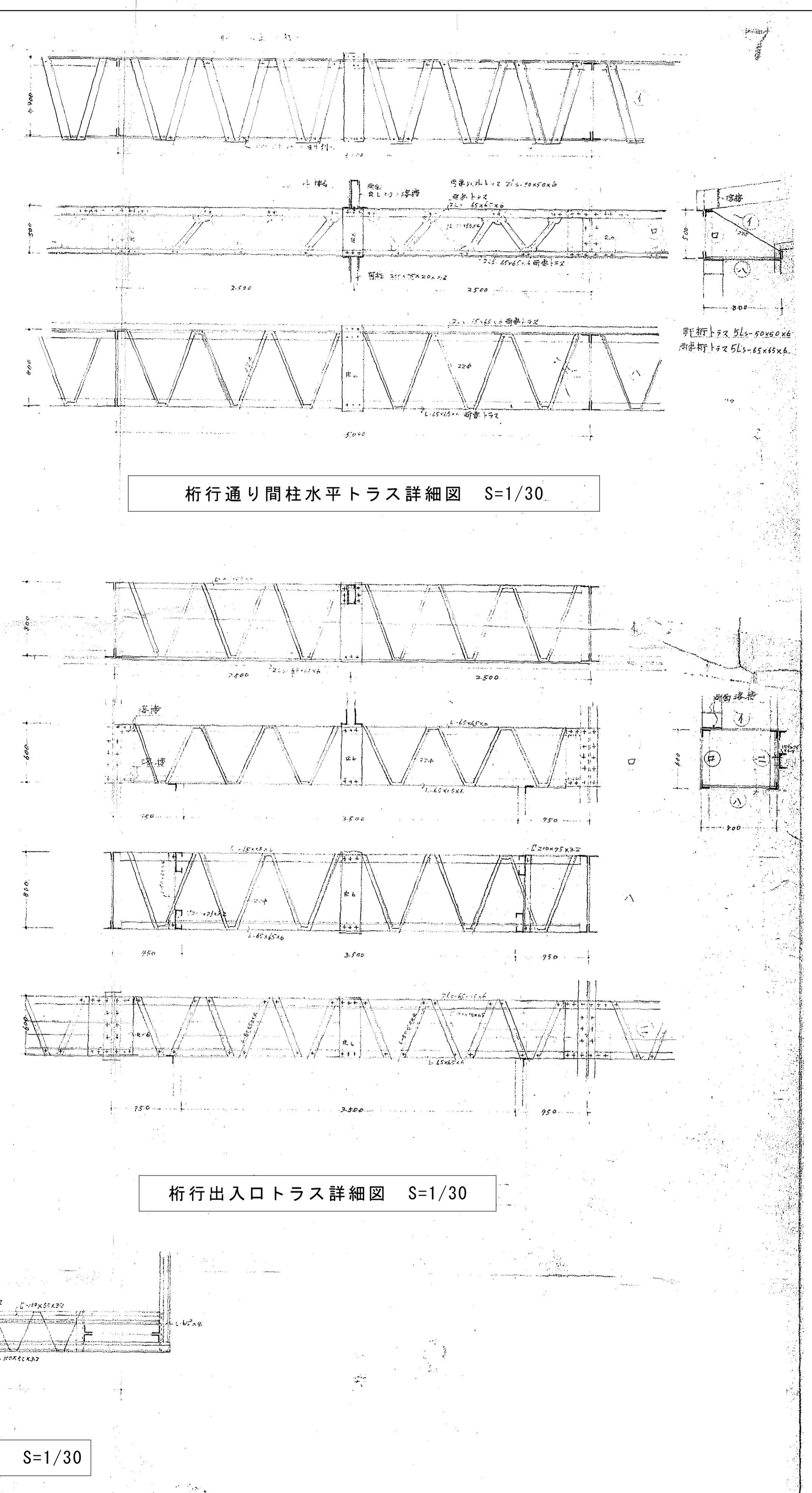
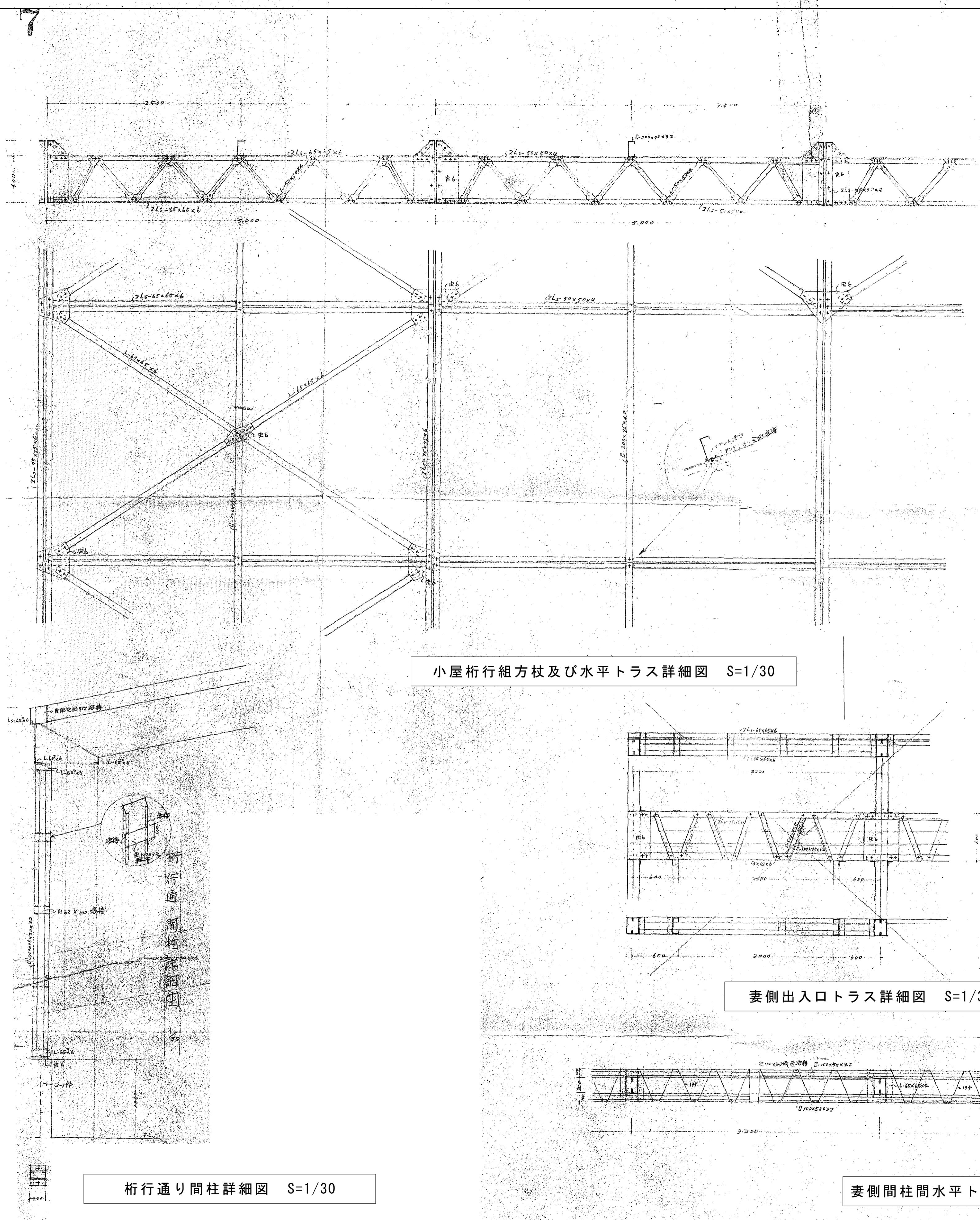
工程名 福山市建設局建築部営繕課	設計 2024年 2月	図面名 小屋伏図・軸組図	面積 S=1/150
			面積 A1版100% A3版 50%



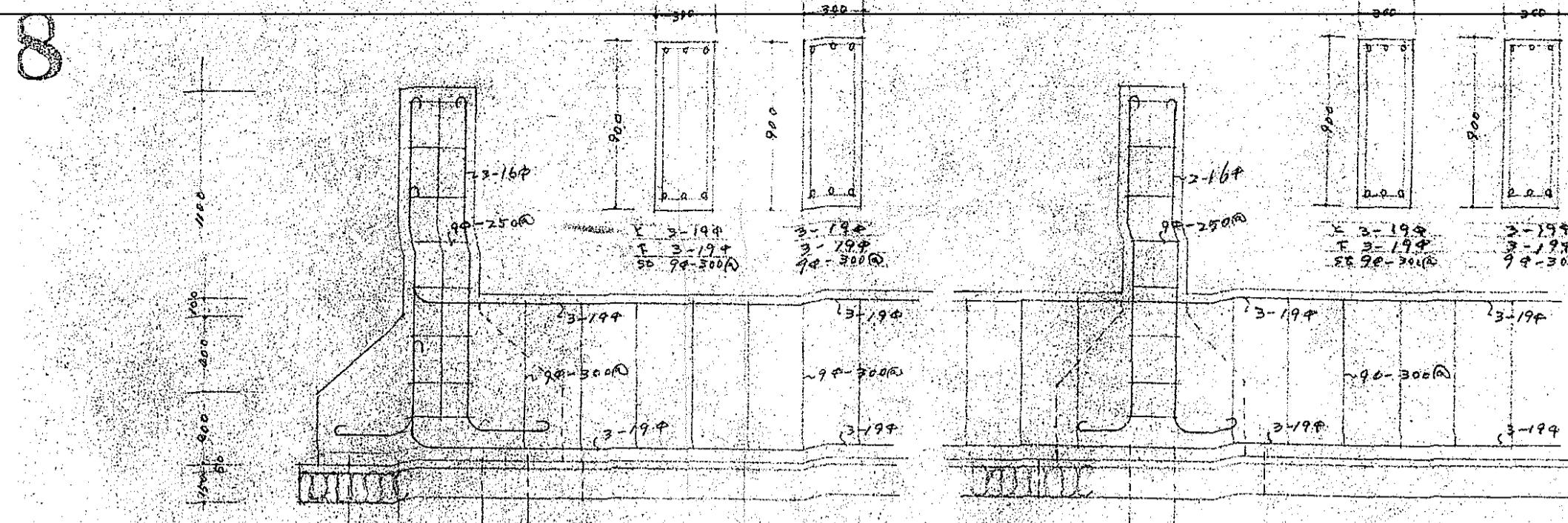
矩計図 S=1/30

工程名	图面名	图面No
福山市建設局建築部營繕課	福山港内港地区北倉庫解体工事	
設計	矩計圖	0 8
2024年 2月	A1版 50%	A3版 100%



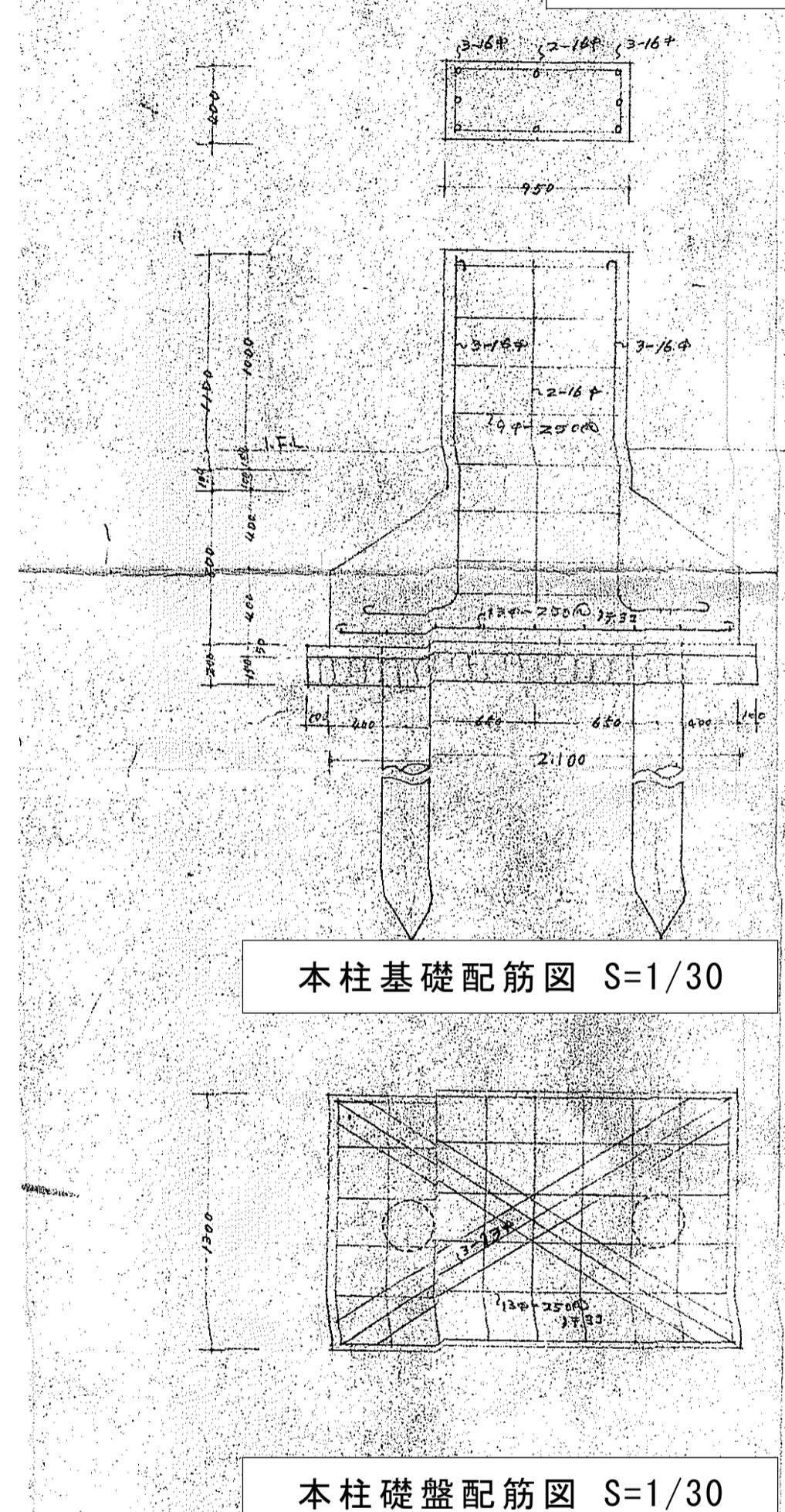


			工事名称 福山市建設局建築部営繕課 設計 2024年 2月	図面名 福山港内港地区北倉庫解体工事 図面名 トラス詳細図	図面No 10 縮尺 S=1/30 A1版 50%
--	--	--	--	--	---------------------------------------



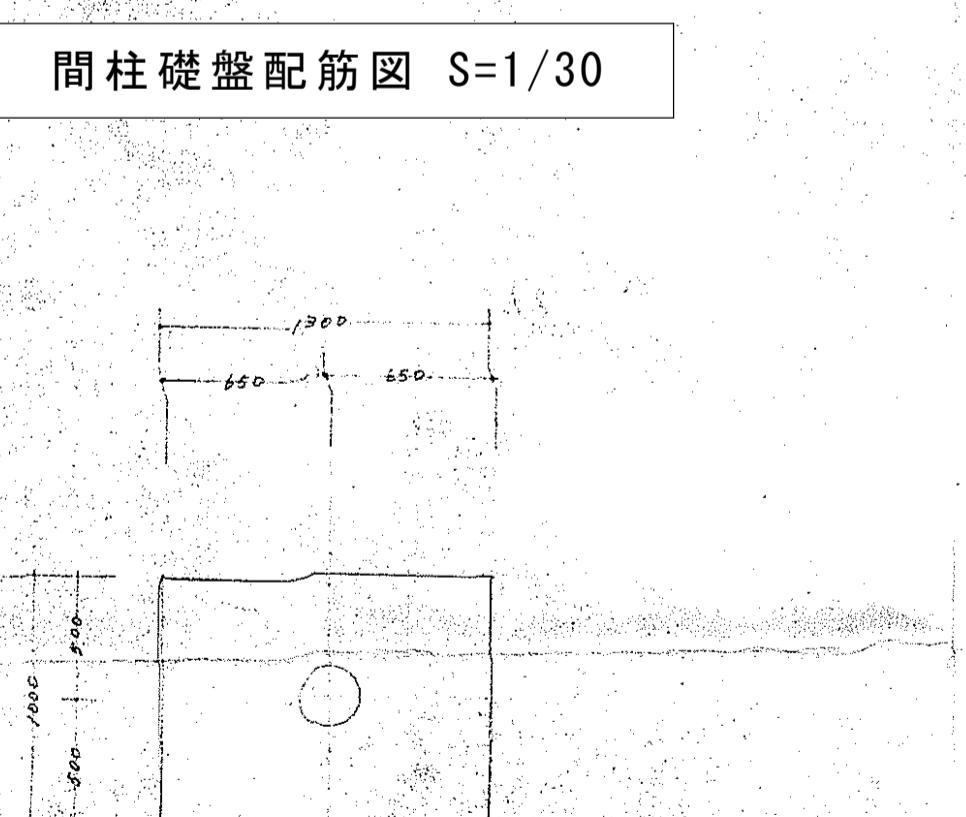
桁行通り地中梁配筋図 S=1/30

妻側地中梁配筋図 S=1/30



本柱基礎配筋図 S=1/30

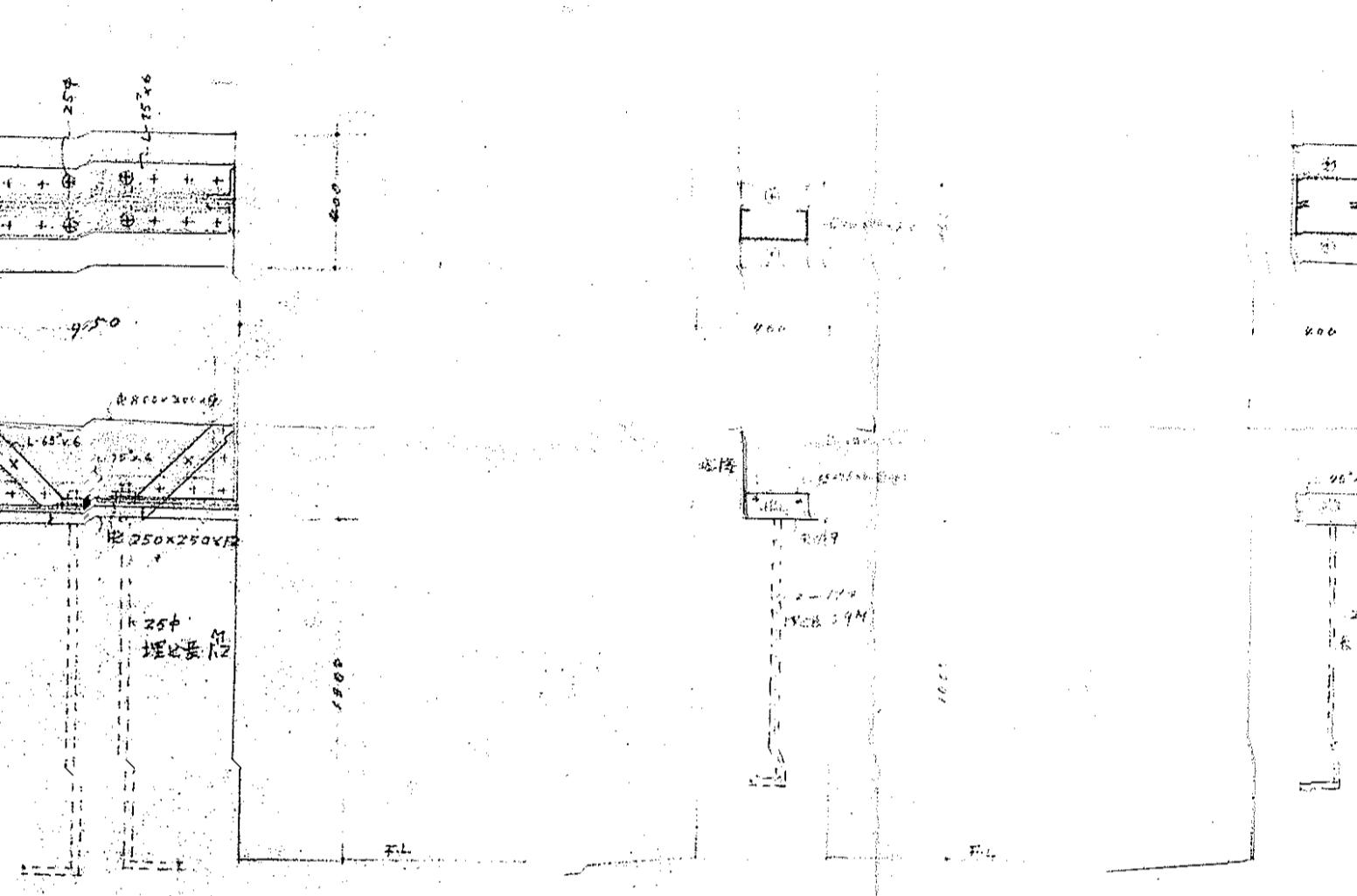
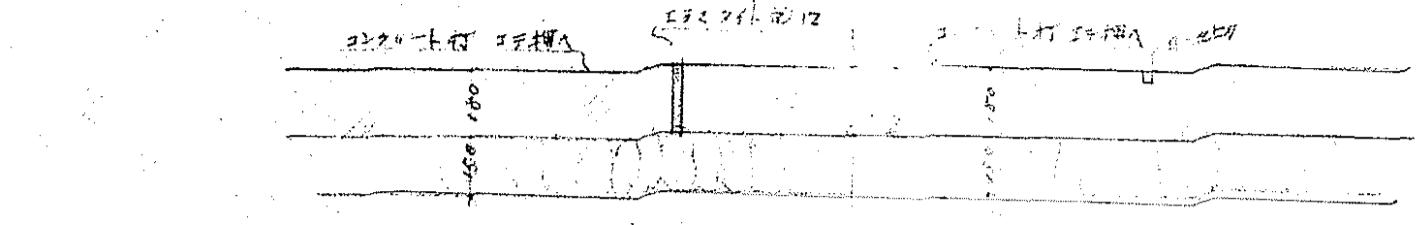
間柱基礎配筋図 S=1/30



本柱基礎配筋図 S=1/30

間柱基礎配筋図 S=1/30

名稱	板厚	縫筋	横筋	
			端筋	隅筋
広島福山倉庫又三丁	18cm	13φ~20φ	18φ 20φ	柱子式支承板
広島福山九条側街	18cm	13φ~20φ	18φ 20φ	柱子式支承板
広島北側門前木立	18cm	13φ~20φ	18φ 20φ	柱子式支承板
広島福山東側道路	18cm	13φ~20φ	18φ 20φ	柱子式支承板
広島福山西側道路	18cm	13φ~20φ	18φ 20φ	柱子式支承板

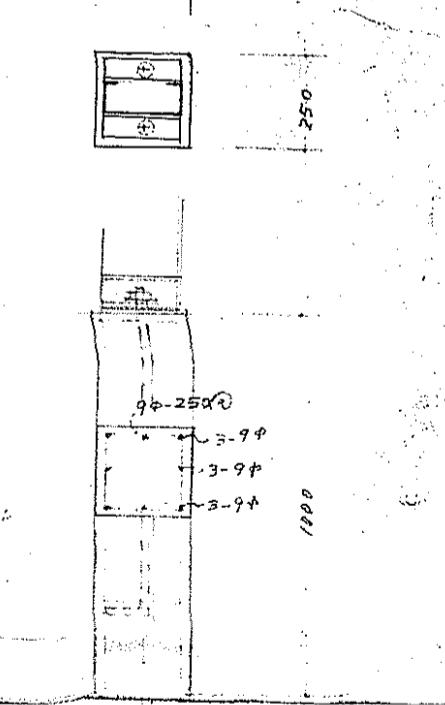
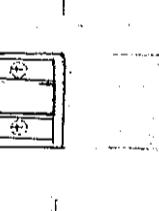
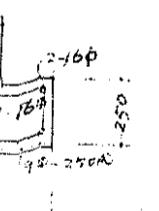


本柱柱脚部詳細図 S=1/20

間柱柱脚部詳細図 S=1/20

妻側間柱柱脚部詳細図 S=1/20

出入口間柱柱脚部詳細図 S=1/20



妻側間柱杭伏図 S=1/30

腰壁配筋図 S=1/30

間柱配筋図 S=1/30

【特記事項】

- ・基礎の撤去は、1階土間から上ののみとする（土間から下は残置）
- ・杭の撤去は行わない

# 参考数量書

§ 工事名称 福山港内港地区北倉庫解体工事

§ 工事場所 福山市東川口町一丁目地内

## 特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款1条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事建築数量積算研究会制定)

## 設 計 書

工事名称 福山港内港地区北倉庫解体工事

工事場所 福山市東川口町一丁目地内

### 【工事概要】

解体建物 構造・規模  
鉄骨造平家建 延べ面積 1,256.40m<sup>2</sup> (上屋のみ)

名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

## 工事種別内訳

2

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直 接 工 事 費				
	1 式			
計				

## 直 接 工 事 費 種目別内訳

3

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
倉庫解体	1	式		
外構解体	1	式		
産業廃棄物処理費等	1	式		
計				

## 直 接 工 事 費 科目別内訳

4

倉庫解体					
名 称	数 量	単位	金 額	備 考	
直接仮設工事	1	式			
建物解体工事	1	式			
機器撤去	1	式			
計					

## 直 接 工 事 費 科目別内訳

5

外構解体					
名 称	数 量	単位	金 領	備 考	
外構解体	1	式			
計					

直 接 工 事 費 科目別内訳

6

産業廃棄物処理費等

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
産業廃棄物処理費	1	式		
計				

倉庫解体					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頓	備 考
直接仮設工事		1	式		
計					
建物解体工事		1	式		
計					
機器撤去		1	式		
計					

## 直 接 工 事 費 中科目別内訳

8

外構解体					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	单 位	金 额	備 考
外構解体		1	式		
計					

## 直 接 工 事 費 中科目別内訳

9

産業廃棄物処理費等					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頓	備 考
産業廃棄物処理費		1	式		
計					

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

10

倉庫解体						
直接仮設工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 領	備 考
柱組本足場 (手すり先行方式)	建柱 900×1700 布柱500+240 掛払い手間 12m未満 - -	885	m <sup>2</sup>			
柱組本足場 (手すり先行方式)	建柱 900×1700 布柱500+240 供用30日賃料 修理費含む 12m未満 - -	885	m <sup>2</sup>			
柱組本足場 (手すり先行方式)	建柱 900×1700 布柱500+240 基本料 修理費含む 12m未満 - -	885	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (柱組本足場) (手すり先行方式)	建柱幅900(二枚布)	885	m <sup>2</sup>			
柱組本足場 (手すり先行方式)	建柱 600×1700 布柱500×1枚 掛払い手間 12m未満 - -	175	m <sup>2</sup>			
柱組本足場 (手すり先行方式)	建柱 600×1700 布柱500×1枚 供用30日賃料 修理費含む 12m未満 - -	175	m <sup>2</sup>			
柱組本足場 (手すり先行方式)	建柱 600×1700 布柱500×1枚 基本料 修理費含む 12m未満 - -	175	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (柱組本足場) (手すり先行方式)	建柱幅600	175	m <sup>2</sup>			
安全手すり (手すり先行方式)	柱組本足場用 掛払い手間 -	170	m			
安全手すり (手すり先行方式)	柱組本足場用 供用30日賃料 修理費含む -	170	m			
安全手すり (手すり先行方式)	柱組本足場用 基本料 修理費含む -	170	m			
仮設材運搬 (安全ですり)	柱組本足場用(手すり先行方式)	170	m			
養生シート張り	防炎 I 類 掛払い手間 -	1,060	m <sup>2</sup>			
養生シート張り	防炎 I 類 供用30日賃料 修理費含む -	1,060	m <sup>2</sup>			
養生シート張り	防炎 I 類 基本料 修理費含む -	1,060	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		1,060	m <sup>2</sup>			
高所作業車 (トラック架装リフト)	幅広デッキタイプ 作業床高さ8~9.9m オペレータ付き	24	日			
高所作業車 (ホイール・伸縮型))	作業床高6m 2台/日×24日 オペレータ付き	48	日			
ラフテレーソクレーン運転 (油圧伸縮ジブ型)	50t吊り オペレータ付き 賃料 標準	18	日			
落下制止用器具	フルハーネス型	1	式			

倉庫解体		直接仮設工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	单 價	金 頓	備 考
計						

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

12

倉庫解体 建物解体工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 頤	備 考
上屋解体	S造 溶断主体 手ばらし 屋根・外壁共 発生材積込共	1,263	m <sup>2</sup>			
船体コンクリート解体 (土間から上)	圧碎機主体・ハドブレーカ併用 ガラ積込まで	31.4	m <sup>3</sup>			
アスペクト含有建材撤去	石綿ルート 屋根 手ばらし 集積、積込み共	1,230	m <sup>2</sup>			
アスペクト含有建材撤去	石綿ルート 外壁 手ばらし 集積、積込み共	646	m <sup>2</sup>			
建設発生材運搬	コンクリート(有筋)	31.4	m <sup>3</sup>			
建設発生材運搬	木くず(建築解体材)	6.5	m <sup>3</sup>			
建設発生材運搬	ガラスくず	0.5	t			
建設発生材運搬	廃プラスチック	0.1	t			
建設発生材運搬	鉄くず	65	t			
建設発生材運搬	アスペクト含有ルート	33	t			
計						

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

13

倉庫解体		機器撤去				
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 價	金 領	備 考
照明器具撤去	蛍光灯FL32W×2灯 程度	60	台			
照明器具撤去	アラウト20W×1灯 程度	12	台			
消火栓撤去		3	台			
建設廃材運搬	一般	0.3	t			
建設廃材運搬	蛍光管・電球	0.03	t			
計						

外構解体						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 價	金 領	備 考
カッター縁切り	スロープ 端部 立上り共	21	m			
アスファルト舗装撤去	遊歩道舗装 厚50 積込共	164	m <sup>2</sup>			
コンクリート擁壁撤去	スロープ 擁壁（厚150），水門控壁 現場均し・ガラ積込共	10	m <sup>3</sup>			
電柱撤去	構内引込柱（木柱） H=8m程度 積込共	2	本			
鋼製ケーリング撤去	積込共	7	m			
整地	スロープ 撤去跡 碎石厚10cm程度	164	m <sup>2</sup>			
建設発生材運搬	コンクリート(有筋)	10	m <sup>3</sup>			
建設発生材運搬	アスファルト	8.2	m <sup>3</sup>			
建設発生材運搬	木くず(建築解体材)	1	m <sup>3</sup>			
建設発生材運搬	鉄くず	0.5	t			
計						

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

15

産業廃棄物処理費等						
産業廃棄物処理費						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 頤	備 考
建設廃材処理費	コンクリート(有筋)	41.4	m <sup>3</sup>			
建設廃材処理費	アスファルト	8.2	m <sup>3</sup>			
建設廃材処理費	木くず(建築解体材)	7.5	m <sup>3</sup>			
建設廃材処理費	廃プラ	0.1	t			
建設廃材処理費	ガラスくず	0.5	t			
建設廃材処理費	一般	0.3	t			
建設廃材処理費	蛍光管、電球	0.03	t			
建設廃材処理費	アスベスト含有スレート	33	t			
有価材処分費 鉄くず	H 3	25.7	t			
有価処分費 鉄くず	H 2	39.7	t			
計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 頤	備 考
(建物他解体)						
仮囲い	供用3か月 仮囲鉄板 H=3.0m	196	m			
キヤスター <sup>ゲ</sup> ート	巾6.0x高1.8m 片開き 供用3か月	1	か所			
交通誘導員	交通誘導警備員B	48	人			
保護具消耗品	マスク・ゴ <sup>ー</sup> グ <sup>ル</sup> 等	1	式			
石綿作業主任者		1	式			
騒音・振動計	騒音・振動表示装置(参:EBH2-SSE) 基本料、ソフト、補償料、持込料、 引取料共 貸料 2.5ヶ月	1	か所			
(解体後仮設)						
A型ハリケート <sup>®</sup>	単管 φ48.6 L=2.0m×2段 スリント <sup>®</sup> 1組共	19	台			
トラロープ <sup>®</sup> 1段張り	敷地周囲 スロープ <sup>®</sup> 出入口共	174	m			
計						